

## 資 料

令和元年5月27日開催  
第3回美瑛町議会臨時会資料

### ○条例の一部改正

議案第1号 美瑛町税条例等の一部改正について	----- 1~41
議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について	----- 42~46
議案第3号 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の 一部改正について	----- 47~48

## 美瑛町税条例等の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことにより、本条例を一部改正する。

### 2 改正の概要

#### （1）町民税

##### ① 個人の町民税の非課税の範囲の改正

子どもの貧困に対応するための税制上の措置の創設に伴い、単身児童扶養者のうち前年の合計所得金額が135万円以下のものについて個人町民税を非課税とすることとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

（第24条の改正規定（第3条））

令和3年1月1日施行

##### ② ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の改正

ふるさと納税制度が見直され、総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣の指定を受けたものに対して支出した寄附金に限り寄附金税額控除の特例控除を適用することとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

（第34条の7、附則第9条、第9条の2の改正規定（第1条））

令和元年6月1日施行

##### ③ 個人町民税の納税義務者の申告義務の改正

年末調整の適用を受ける納税義務者が町民税の申告書を提出する場合において、記載事項の一部を簡素化されたことに伴う規定の整備を行うもの。

（第36条の2、第36条の4（第2条）の改正規定）

令和2年1月1日施行

④ 個人町民税に係る給与所得者等の扶養親族等申告書の提出義務の改正

ア 個人町民税に係る給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には扶養親族等申告書においてその旨を記載することとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

イ 個人町民税に係る公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には扶養親族等申告書においてその旨を記載することとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

(第36条の3の2、第36条の3の3の改正規定(第2条))

令和2年1月1日施行

⑤ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の改正

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%が適用される住宅を取得し、かつ、居住の用に供した場合において、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期限を現行の10年間から3年間延長し13年間にすることとされたことに伴う規定の整備を行うもの。また、納税通知書が送達された後に、所得税において還付申告等により控除が適用される場合には、個人町民税においても控除が適用されることとされたため申告要件が不要となつたために規定を削除するもの。

(附則第7条の3の2の改正規定(第1条))

平成31年4月1日適用

(2) 固定資産税

① 新築住宅に対する固定資産税の減額措置の創設

高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋に係る固定資産税の税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、新設されたことに伴う規定の整備を行うもの。

(附則第10条の3第6項の改正規定(第1条))

平成31年4月1日適用

(3) 軽自動車税

① 軽自動車税の税率及び賦課徴収の特例の改正

軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第

1条改正では、重課を平成31年度に限ったものとし平成29年度分の軽課の条項を削除するもの。第2条改正では、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度の軽課を新設するもの。第3条改正では、令和4年度及び令和5年度の軽課を対象に電気自動車等に限った上で新設するもの。

(附則第16条、第16条の2の改正規定(第1条))

平成31年4月1日適用

(附則第16条、第16条の2の改正規定(第2条))

令和元年10月1日適用

(附則第16条、第16条の2の改正規定(第3条))

令和3年4月1日施行

② 軽自動車税の環境性能割の非課税の創設

3輪以上の軽自動車に対する消費税率の引上げに伴う臨時的軽減措置として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した3輪以上の軽自動車のうち自家用のものについて、当該軽自動車の環境性能が令和2年度基準を満たしている場合は、軽自動車税の環境性能割を非課税とすることとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

(附則第15条の2、第15条の6の改正規定(第2条))

令和元年10月1日施行

③ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の創設

3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の額に不足額が生じた場合において、その不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として当該認定等を国土交通大臣が取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請した者又はその一般承継人を当該不足額が生じた3輪以上の軽自動車に係る所有者とみなして軽自動車税の環境性能割を課する特例措置が新設されたことに伴い規定の整備を行うもの。

(附則第15条の2の2の改正規定(第2条))

令和元年10月1日施行

④ 軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正

消費税率の引上げに伴う3輪以上の軽自動車のうち自家用のものに対する臨時の軽減措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した当該軽自動車の税率を1%軽減することとされたことに伴う規定の整備を行うもの。

(附則第15条の5の改正規定(第2条))

令和元年10月1日施行

(4) その他地方税法の改正等に伴う条文整備

① 現行の軽自動車税が種別割に区分されることに伴う規定の整備

消費税率の引き上げに伴う臨時の軽減措置として3輪以上の軽自動車のうち自家用のものについて環境性能割の税率を1%軽減するための規定の整備を行うもの。

(平成29年改正条例第6号の第2条(第4条))

② 大法人に対する電子申告の義務化に伴う規定の整備

資本金が1億円を超える大法人等に対して義務付けられた法人町民税の電子申告について、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合の措置についての規定の整備を行うもの。

(平成30年改正条例第19号の第1条(第5条))

③ その他、地方税法の改正等に伴う所要の関連規定の整備

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等により改正された地方税法の新設及び条文の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

(第10条の2、第10条の3の改正規定)

平成31年4月1日適用

(附則第7条の4の改正規定)

令和元年6月1日施行

④ 元号改正に伴う規定の整備

平成から令和となる元号改正に伴う規定の整備を行うもの。

(附則第6条、第7条の3の2、第8条、第11条、第11条の2、

第12条、第13条、第15条、第16条、第17条の2及び  
び第23条（第1条）

令和元年5月1日適用

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<b>第1条～第34条の6 【略】</b> <b>(寄附金税額控除)</b> <b>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項</b> _____に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に <u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u> を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 及び (2) 【略】 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	<b>第1条～第34条の6 【略】</b> <b>(寄附金税額控除)</b> <b>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</b> (1) 及び (2) 【略】 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
<b>第34条の8～第151条 【略】</b> <b>附 則</b> <b>(施行期日)</b> <b>第1条～第5条 【略】</b> <b>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</b> <b>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項</b>	<b>第34条の8～第151条 【略】</b> <b>附 則</b> <b>(施行期日)</b> <b>第1条～第5条 【略】</b> <b>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</b> <b>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項</b>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><b>第7条～第7条の3 【略】</b></p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11日年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <hr/>	<p>(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><b>第7条～第7条の3 【略】</b></p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11日年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p><b>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</b></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市(町・村)民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出す</u></p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
	<u>る義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u>
2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)	3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。	第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。
第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの、及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申	第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの、及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 【略】 (個人の市(町・村)民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」といふ。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」といふ。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」といふ。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」といふ。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの</p>	<p>告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 【略】 (個人の市(町・村)民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」といふ。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u></p> <p>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」といふ。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」といふ。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの</p>

## ○美瑛町税条例 新旧対照表

令和元年5月27日  
第3回美瑛町議会臨時会資料

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定</p>	<p>間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
める割合は3分の2とする。	める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 【略】	7 【略】
8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
16 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	18 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
19 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める	19 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
割合は5分の4とする。 20~23 【略】 第10条の3 【略】 2~5 【略】 <u>6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されたいた家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあっては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積） (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 <u>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	割合は5分の4とする。 20~23 【略】 第10条の3 【略】 2~5 【略】 <u>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
(1) ~ (6) 【略】	(1) ~ (6) 【略】
8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同條第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同條第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同條第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同條第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) ~ (3) 【略】	(1) ~ (3) 【略】
(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) 【略】	(5) 【略】
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7) 【略】	(7) 【略】
9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同條第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同條第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同條第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同條第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1) ~ (4) 【略】	(1) ~ (4) 【略】
(5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月	9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p><u>1.1</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p> <p><u>1.2</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p><u>1.3</u> 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定す</p>	<p>以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p><u>1.0</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p> <p><u>1.1</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p><u>1.2</u> 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定す</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>（<u>令和元年度</u>又は<u>令和2年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度</u>分又は<u>令和2年度</u>分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格</p>	<p>る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）</p> <p>（<u>平成31年度</u>又は<u>平成32年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度</u>分又は<u>平成32年度</u>分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度</u>適用土地又は<u>令和元年度</u>類似適用土地であって、<u>令和2年度</u>分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度</u>適用土地又は<u>平成31年度</u>類似適用土地であって、<u>平成32年度</u>分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>第12条の3 【略】</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該</p>	<p>第12条の3 【略】</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>第14条及び第14条の2 【略】 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とある</p>	<p>農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>第14条及び第14条の2 【略】 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とある</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧									
<p>のは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分</p> <p>_____の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>_____に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>のは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項</p> <p>_____に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 【略】</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>第2号イ</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>3, 900円</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>1, 000円</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>6, 900円</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>1, 800円</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>2, 700円</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u>10, 800円</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u></u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;"><u></u></td> </tr> </table>	<u>第2号イ</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>	<u>2, 700円</u>	<u>10, 800円</u>	<u></u>	<u></u>
<u>第2号イ</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>								
<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>	<u>2, 700円</u>								
<u>10, 800円</u>	<u></u>	<u></u>								

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧															
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>														
	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>														
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の 軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限 る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する 第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年 4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号イ</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>3, 900円</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>2, 000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>6, 900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3, 500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10, 800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5, 400円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>3, 800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1, 900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>5, 000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2, 500円</u></td> </tr> </table>		第2号イ	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>		<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>		<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>		<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>		<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>
第2号イ	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>														
	<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>														
	<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>														
	<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>														
	<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>														
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の 軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する 第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年 4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号イ</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>3, 900円</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>3, 000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>6, 900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5, 200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10, 800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8, 100円</u></td> </tr> </table>		第2号イ	<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>		<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>		<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>						
第2号イ	<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>														
	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>														
	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>														

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧															
	3, 800円	2, 900円														
	5, 000円	3, 800円														
<u>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度 分の軽自動車税に限り、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;"><u>第2号イ</u></td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">3, 900円</td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">1, 000円</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">6, 900円</td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">1, 800円</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">10, 800円</td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">2, 700円</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">3, 800円</td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">1, 000円</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">5, 000円</td><td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">1, 300円</td></tr> </table>		<u>第2号イ</u>	3, 900円	1, 000円		6, 900円	1, 800円		10, 800円	2, 700円		3, 800円	1, 000円		5, 000円	1, 300円
<u>第2号イ</u>	3, 900円	1, 000円														
	6, 900円	1, 800円														
	10, 800円	2, 700円														
	3, 800円	1, 000円														
	5, 000円	1, 300円														
<u>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度 分の軽自動車税に限り、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																
<u>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u> _____に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新			旧
第2号イ	3,900円	2,000円	
	6,900円	3,500円	
	10,800円	5,400円	
	3,800円	1,900円	
	5,000円	2,500円	
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第2号イ	3,900円	3,000円	
	6,900円	5,200円	
	10,800円	8,100円	
	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
(軽自動車税の賦課徴収の特例)			
第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき			
7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
(軽自動車税の賦課徴収の特例)			
第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき			

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 【略】</p> <p><b>第16条の3～第17条 【略】</b> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用す</p>	<p>当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 【略】</p> <p><b>第16条の3～第17条 【略】</b> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用す</p>

## ○美瑛町税条例 新旧対照表

令和元年5月27日  
第3回美瑛町議会臨時会資料

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第1条関係

新	旧
<p>る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>第17条の3～第21条 【略】 (個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>第17条の3～第21条 【略】 (個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
第1条～第36条の2 【略】 2～6 【略】	第1条～第36条の2 【略】 2～6 【略】
7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたもの有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第	9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
<p>2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) 当該給与所得者が<u>単身児童扶養者</u>に該当する場合には、 <u>その旨</u></p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2~5 【略】</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者</u>である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年</u></p>	<p>2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の 給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2~5 【略】</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の 公的年</u></p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
<p>金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受けた日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受けた日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
5 【略】 (町民税に係る不申告に関する過料) <u>第36条の4 町民税の納稅義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には</u> 、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	5 【略】 (町民税に係る不申告に関する過料) <u>第36条の4 町民税の納稅義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては</u> 、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2及び3 【略】 第37条～第151条 【略】 附 則 第1条～第15条 【略】 (軽自動車税の環境性能割の非課税) <u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	2及び3 【略】 第37条～第151条 【略】 附 則 第1条～第15条 【略】 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法	第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
<p><u>第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の3～第15条の4 【略】 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	
	<p>第15条の3～第15条の4 【略】 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
第15条の5 【略】	第15条の5 【略】
2 【略】	2 【略】
3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u>	
第15条の6 町長は、当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第80条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。 2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続きその他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。 <u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u>	
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 【略】	第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 【略】

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新			旧
<u>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			
第2号イ b	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>	
第2号イ c (a)	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>	
	<u>10, 800円</u>	<u>2, 700円</u>	
第2号イ c (b)	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>	
	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>	
<u>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			
第2号イ b	<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>	

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新			旧
第2号イ c (a)	6, 900円	3, 500円	
	10, 800円	5, 400円	
第2号イ c (b)	3, 800円	1, 900円	
	5, 000円	2, 500円	
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第2号イ b	3, 900円	3, 000円	
第2号イ c (a)	6, 900円	5, 200円	
	10, 800円	8, 100円	
第2号イ c (b)	3, 800円	2, 900円	
	5, 000円	3, 800円	
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)			
第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	(軽自動車税の賦課徴収の特例)		
第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。			

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第2条関係

新	旧
<p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</p>
第16条の3～第22条 【略】	第16条の3～第22条 【略】

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第3条関係

新	旧
第1条～第23条 【略】 (個人の町民税の非課税の範囲)	第1条～第23条 【略】 (個人の町民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税 (第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によつ て課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を 除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者 については、この限りでない。 (1) 【略】 (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(こ れらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を 除く。)	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税 (第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によつ て課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を 除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者 については、この限りでない。 (1) 【略】 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(こ れらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を 除く。)
2 【略】	2 【略】
第25条～第151条 【略】 附 則	第25条～第151条 【略】 附 則
第1条～第15条 【略】 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	第1条～第15条 【略】 (軽自動車税の種別割の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車 に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する 車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車 に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する 車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。
表 【略】	表 【略】
2～4 【略】	2～4 【略】
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の	

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第3条関係

新	旧
<p>軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>第16条の3～第22条 【略】</p>	
	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
	第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
	2及び3 【略】
	第16条の3～第22条 【略】

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第4条関係

新	旧
第1条～第151条 【略】 附 則	第1条～第151条 【略】 附 則
第1条～第15条の4 【略】 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	第1条～第15条の4 【略】 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第15条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第15条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
表 【略】 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、 <u>当分の間</u> 、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	表 【略】 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)
第16条 法附則第30条	第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分
_____に規定する3輪以上の軽自動車に対する <u>当該</u> 軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	_____の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
表 【略】 2～4 略 第16条の2～第23条 【略】	表 【略】 2～4 略 第16条の2～第23条 【略】

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第5条関係

新	旧
<p>第1条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる。</p> <p>2～9 【略】</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 【略】</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p>	<p>第1条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び<u>第11項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる。</p> <p>2～9 【略】</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 【略】</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p>

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第5条関係

新	旧
13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。	
14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。	
15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。	
16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日	

## 美瑛町税条例等の一部を改正する条例第5条関係

新	旧
<p>以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	
<p>第50条～第151条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 第1条中美瑛町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(9) 【略】 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項か</p>	<p>第50条～第151条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 第1条中美瑛町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(9) 【略】 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項か</p>

○美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第11号） 新旧対照表

令和元年5月27日  
第3回美瑛町議会臨時会資料

美瑛町税条例等の一部を改正する条例第5条関係

新	旧
<p>ら第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>ら第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>

## 美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布されたことにより、本条例を一部改正する。

### 2 改正の概要

#### ○都市計画税

##### ① 地方税法の改正等に伴う所要の関連規定の整備

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等により改正された地方税法の新設及び条文の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

（附則第2項から第5項及び第14項の改正規定）

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用

##### ② 元号改正に伴う規定の整備

平成から令和となる元号改正に伴う規定の整備を行うもの。

（附則第7項から第12項及び第15項の改正規定）

公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第19項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 【略】 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第18項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 【略】 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349</p>

新	旧
<p>条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし</p>	<p>条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし</p>

新	旧
<p>た場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。            （農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 2 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分</p>	<p>た場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。            （農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>1 2 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分</p>

新	旧
<p>の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>表 【略】</p> <p>13 【略】</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで</u>、第27項、<u>第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p>	<p>表 【略】</p> <p>13 【略】</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで</u>、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p>

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
改正要旨

1 改正の要旨

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、過疎地域に係る固定資産税の課税の免除に関する根拠の規定の整備を行う。

2 改正の概要

失効期限を 2 年間延長するもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

○過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例 新旧対照表

令和元年5月27日  
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p><b>第1条～第2条 【略】</b>  <b>(過疎地域における課税免除)</b></p> <p><b>第3条 過疎地域内において、平成2年4月1日から令和3年3月31日までに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（以下「適用設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課することになった年度から3箇年度分に限り課税を免除するものとする。</b></p> <p><b>第4条～第8条 【略】</b></p>	<p><b>第1条～第2条 【略】</b>  <b>(過疎地域における課税免除)</b></p> <p><b>第3条 過疎地域内において、平成2年4月1日から平成31年3月31日までに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（以下「適用設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課することになった年度から3箇年度分に限り課税を免除するものとする。</b></p> <p><b>第4条～第8条 【略】</b></p>